

平成13年度金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

平成14年6月
金融庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）において、各府省は、所管公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申し合わせに基づき、平成13年度における金融庁所管公益法人に対する民法の規定に基づく立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管公益法人数	立入検査実施 公益法人数	改善すべき点のあ った公益法人数
56	6	4

(注1) 所管公益法人数は平成13年10月1日現在。

(注2) 立入検査を実施した6法人のうち、1法人については検査結果を精査中。改善すべき点のあった公益法人数は、検査結果通知を了している5法人についてのもの。

(注3) このほか、8法人について共管府省が立入検査を行っている。

(注4) 上表のほか、財務省財務局（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）所管の公益法人（金融庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするものに限る。）が100法人あるが、いずれも銀行協会、信用金庫協会等の同一業界の者のみを構成員等とする法人であり、これらについては、中間法人への移行措置の検討や行政改革における公益法人制度の抜本的改革に関する議論の推移を見て対応することとしたため、13年度については未実施（14年度及び15年度に実施予定）。

(2) 改善すべき点のあった公益法人の内訳（重複あり）

改善すべき点のあった公益法人				
	法人運営面	事業内容・実施等 の面	財務・会計面	その他
4	3	1	3	1

(3) 公益法人に対して指摘した上で改善を求めた主な事例

- ・定款等記載事項の変更手続が未済のものがある。
- ・公益事業規模が小さく事業費が過小（総支出の2分の1未満）である。
- ・総資産額等変更登記が未済のものがある。

(注) 上記事項については、いずれも既に改善されたか、又は改善が見込まれている。

<お問い合わせ先>

金融庁総務企画局総務課：北川、溝添

電話：03-3506-6000

(内) 3146、3148